

## 規制の事前評価書要旨

【別紙5-3】

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案
規制の名称	電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)追加に伴う規制強化
規制の区分	新設
担当部局	労働基準局安全衛生部
評価実施時期	令和4年10月
規制の目的、内容及び必要性	<p><b>【現状及び問題点】</b>          近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具(以下「電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)」といふ。)が開発されており、平成30年には日本工業規格(現在の日本産業規格)においてその規格が制定されたことを受け、現在当該規格に基づく製品が市場に流通し始めている一方で、電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)については、構造規格が定められておらず、譲渡等制限及び型式検定の対象となっていないところである。          電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)は、従来の防毒マスクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸しやすい等の利点があり、化学物質による労働災害防止のために有効な保護具であるが、現場では事業者が労働者に保護具等を使用させるためには、当該保護具等が十分な性能を有しているか確認する必要があるところ、型式検定を受けていないものについては、十分な性能を有しているか確証が得られない等の理由から普及していないところである。</p> <p><b>【規制の目的、内容】</b>          今般、これらの実情を踏まえ、電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)を譲渡等制限(構造規格)及び型式検定の対象とするため、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」といふ。)及び労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号。以下「手数料令」といふ。)について必要な改正を行う。</p>
直接的な費用の把握	<p>本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型式検定に係る手数料(一基につき数十万円~)</li> </ul> <p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p><b>【労働者への便益】</b>          電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)は、従来の防毒マスクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸しやすい等の利点があるため、当該保護具を使用することにより化学物質による労働災害を防止することができる。</p> <p><b>【事業者への便益】</b>          電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)を使用することにより化学物質による労働災害を防止することができ、労災の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p><b>【国民全体への便益】</b>          労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>

副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。
費用と効果(便益)の把握	本規制の便益は、電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用)を使用することにより化学物質による労働災害の防止に資することである。費用については、行政の費用が増加するものではないが、事業者の型式検定に係る費用負担は増加するところであるが、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、本規制は適当と判断する。
代替案との比較	本規制の代替案としては、届出制の採用が考えられる。しかし、本規制は電動ファン付き呼吸用保護具について安全性などの性能を確認・担保することが目的であり、届出による規制ではこれらの目的を達成できないため、本規制の採用が妥当。
その他の関連事項	本規制を検討する段階で、本事前評価を活用し、本規制が妥当であると判断した。
事後評価の実施時期等	型式検定の実績、化学物質による労働災害の発生状況等を踏まえて見直しを行う。なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。